

獣害を減らすため狩猟者になりませんか? 狩猟免許取得を支援します



問 (補助制度について)
林業振興課 獣害対策室 ☎ 69-2194
(受験手続について)
滋賀県甲賀森林整備事務所 ☎ 63-6116

鳥獣被害軽減のため、市では狩猟免許取得へ向けての費用の補助を行っています。

補助対象(上限2万円/人)

- 狩猟免許取得試験受験料
- 滋賀県猟友会が開催する予備講習会受講料
- 医師の診断書代
- 証明写真代

※補助金は事前申請が必要です。

詳しくはこちら



狩猟免許試験

試験日 11月18日(火)
申込期間 10月3日(金)～17日(金)
予備講習会 11月10日(月)
試験・予備講習会会場 東近江市あかね文化ホール

受け入れ家庭募集中! 忍者の里こうかで田舎体験

問 甲賀市都市農村交流推進協議会(農業振興課内)
☎ 69-2192 ☎ 63-4592



近年、田舎暮らしや農村体験の需要が高まっており、市では、中学・高校生を対象とした受け入れを行っています。特別なことをするのではなく、ありのままの生活体験を通じて交流を深め、人間関係を築いていただくことが、この事業の目的です。秋には、約230人の生徒が甲賀市を訪れる予定となっています。生徒との交流に興味のある方や地域活性化のためにご協力いただける方、ぜひお気軽にご相談ください。

ホームページで
活動内容をチェック!

協議会ホームページ



田舎暮らしを体験した生徒の声や受け入れ家庭の声、協議会で実施している研修会や交流会の様子を掲載しています。

甲賀市郷土資料室「忍」オープン周年記念イベント 太伴原甲賀氏講演会「末裔が語る 家康と甲賀忍者」

問 水口図書館 ☎ 63-7400 ☎ 63-4737 甲南図書交流館 ☎ 86-1504 ☎ 86-1505
土山図書館 ☎ 66-1056 ☎ 66-1067 信楽図書館 ☎ 82-0320 ☎ 82-3921
甲賀図書情報館(※) ☎ 88-7246 ☎ 88-7005 ※長期休館中ですが、電話受付はしています。

甲賀五十三家の末裔であり、『家康と甲賀忍者・大原一族』を上梓された太伴原甲賀さんに、著書の執筆秘話をお話いただきます。

日時 9月27日(土)14時～15時30分(開場13時30分)

場所 甲南図書交流館 視聴覚ホール **定員** 先着70人

申込方法 ●各図書館窓口 ●電話 ●申込フォーム



定額減税しきれなかった方へ 定額減税補足給付金(不足額給付) を支給します

問 地域共生社会推進課
臨時給付金対策室
☎ 69-2280
☎ 63-4085



昨年度に実施した定額減税補足給付金(調整給付)に不足が生じた方に不足額を支給します。詳しくは市ホームページをご確認ください。

対象 令和7年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方
※他市で課税されている方は課税自治体が不足額給付の算定を行います。

不足額給付Ⅰ

支給対象者 定額減税された額+令和6年度調整給付額 が定額減税可能額※より少ない方
※定額減税可能額=所得税分:3万円×(本人+扶養親族数)+住民税分:1万円×(本人+扶養親族数)

例えば…

- 退職・休職・育児休業などの理由で令和6年分の所得が令和5年分の所得より減少した方
- 令和6年中に子どもの出生等で扶養親族等が増えた方 など

支給額 不足する額を支給します

不足額給付Ⅱ

支給対象者 次の①～③の要件を全て満たす方

- ① 令和6年分所得税、令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前の税額が0円である
- ② 税制度上、扶養親族等の対象外である(事業専従者または合計所得金額48万円超)
- ③ 低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主または世帯員に該当しなかった方

支給額 4万円(定額) ※令和6年1月1日時点で国外に居住されていた方は3万円

支給方法

対象者には「支給のお知らせ」・「確認書」・「申請書」のいずれかを送付します。

「支給のお知らせ」が届いた方

手続き不要

※口座変更や受給を辞退する場合は下記のフォームから申請してください。

申請期限 9月10日(水)



「確認書」・「申請書」が届いた方

必要事項を記入のうえ、裏面記載の添付書類と合わせて返送してください。

※対象であると思われる方で、9月中旬を過ぎても申請書が届かない場合は臨時給付金対策室までお問い合わせください。

提出期限 10月31日(金)消印有効

添付書類の不備などがあれば給付金を支給できません。お早めの提出にご協力をお願いします。